

# はだの議会だより

第211号

平成26年(2014年)2月9日(日)  
発行:秦野市議会 編集:議会報編集委員会  
〒257-8501 神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号 ☎0463-82-9652  
<http://www.city.hadano.kanagawa.jp/shise/shigikai/>

- | 主な内容     |        |
|----------|--------|
| ◆議案審議    | 1・5・6面 |
| ◆一般質問    | 2・3・4面 |
| ◆議会のうごき  | 4面     |
| ◆陳情・意見書  | 5面     |
| ◆3月定例会日程 | 6面     |



12月  
定例会

# ごみの持ち去り行為に 罰則規定

# 行為規範

12月定例会は、11月27日から12月18日までの22日間の会期で開催され、条例制定など市長提出議案20件（うち報告3件）および議提議案1件を審議しました。また、閉会中の継続審査となつた市長提出議案1件について1月16日開催の第1回臨時会で審議しました。

▼議員間討議 い。  
策審議会の設置に当たっては、ごみの減量や資源化に積極的に取り組んでいる多くの市民を委員とし、意見が反映できるよう努めてほし

## ▼議員問討議

### 論点の要旨

**R70** 古紙配合率70%再生紙  
を使用しています

▼要旨  
土壤汚染に対する条例の目的を達成するため、詳細調査および施肥事業を行わなければならぬ者に、土地所有者など土壤汚染対策等法に基づく神奈川県知事からの汚染除去などの措置について指示を受けた者を加えるもの。また、地下水の質と量の保全に関する審議機関としての役割を表すため、地下水汚染対策審議会から地下水保全審議会に、付属機関の名称を変更する。また、井戸戸を設置する際

田はどのよつか。これまで、汚染の未然防止  
原因の解明や浄化策などの汚染対  
策に対して審議してきたが、今後  
は、地下水の利活用を含め、質や

▼議決結果  
委員会 原案可決（賛成全員）  
本会議 原案可決（賛成全員）

**土地所有者にも汚染除去等の責任が**

量の保全全般について審議するため変更した。

▼委員会での主な質疑・意見  
問 改正の主な目的として、収集  
場所から廃棄物を持ち去る行為を  
禁止しているが、持ち去り行為の  
実態と防止策はどのようにある。  
**要望** ごみの問題は、日常生活に  
密着しているため、市民の協力を  
くしては実現できない。廃棄物対

**答** トラブルになる可能性があるため、直接注意はせずに、持ち去り者の特徴や車両ナンバー、収集場所の番号、時間などの連絡をお願いしたい。

本会議 原案可決（賛成多數）  
間討議を実施

持ち去り行為の現場に遭遇した市民に危険が及んだという事例があるが、実際に遭遇した場合、再発防止に努めている。

**意見** 近隣自治体との均衡をとることは、一つの要素としてあるが、本市の他の条例と比較した場合、10万円が妥当と考える。



## 常任委員会で議員間討議を実施